

# シネシティ広場等利用基準

理 事 会 決 定

(目的)

第1条 この基準は、歌舞伎町ルネッサンス事業の推進の一環として、シネシティ広場（以下「広場」という。）、広場、バッファゾーン及び特別区道 21-350（以下、「特定区域」と称す。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(方針)

第2条 歌舞伎町再生に向けて、広場から新たな文化の創造と発信を行うため、以下の各号に基づき広場及び特定区域を利用する。

(1) 歌舞伎町ルネッサンスへの寄与

歌舞伎町ルネッサンスの趣旨である、映画・演劇・映像・演芸・音楽・ファッション・アート・スポーツ・観光・多文化共生など大衆文化及び娯楽の企画・制作・消費の拠点づくりに寄与するものであること。

(2) 賑わいの場の創出及び安全安心空間の確保

賑わいや交流の場を創出し、また、広場の不法占拠防止等による安全安心な公共空間の確保を図るものであること。

(3) 地域活動への寄与

歌舞伎町ルネッサンスや地域情報等の発信拠点とするため、広告及び販売促進のためのイベントへの参加料を徴収し、その収益を地域活動のために還元するものとする。

(4) 法令遵守

広場及び特定区域の利用は、本基準及び各種法令に従うものであること。

(利用範囲)

第3条 広場イベントスペースは、別紙1の①とする。なお、利用の詳細については一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント（以下、「歌舞伎町 TMO」と称す。）と協議すること。

2 特定区域の利用範囲は、別紙1の②と③合わせた範囲とする。なお、利用の詳細については歌舞伎町 TMO と協議すること。

(利用条件)

第4条 特定区域の利用は、広場の利用に加えて、東急歌舞伎町タワーの **KABUKICHO TOWER STAGE** 及び **KABUKICHO TOWER VISION** の両方またはいずれかを利用する場合にのみ利用することができる。なお、利用の詳細については歌舞伎町 TMO と協議すること。

- 2 広場及び特定区域の利用期間は、原則として、14日以内とする。なお、必要に応じて歌舞伎町TMOと協議の上、利用期間を延長することができる。
- 3 広場及び特定区域を利用できる時間は原則として、9時から21時までとし、設営及び撤去時間を含むものとする。なお、必要に応じて歌舞伎町TMOと協議の上、利用時間を延長することができる。
- 4 本基準に定める利用者とは、会社法等、法律に定められた法人、または歌舞伎町TMOが法人に準じる組織と認めた実行委員会等、最終的な責任所在を明示することが可能な団体に限る。
- 5 イベント時に使用できる音響の大きさは、「東京都の都民の安全を確保する環境に関する条例」に基づき、8時から20時までが最大60デシベル、20時から21時までは55デシベルを最大音量とする。

#### (広場及び特定区域の利用)

第5条 広場及び特定区域の利用は、「シネシティ広場における道路占用等に関するガイドライン」(平成20年8月29日付け、20み土占第546号みどり土木部長決定)に適応し、第2条各号の規定に即したものとする。また、それぞれの内容については、次の各号に定めるものとする。

##### (1) イベント

下記の項目のいずれかに該当するもの。

- ア 大衆文化・娯楽の振興や文化創造産業の振興に向けて発信するために行うもの。
- イ 区民や来街者など多くの人を楽しめる催事等であること。
- ウ 区民や来街者などの安全・安心を確保・推進するために行うもの。
- エ その他上記に類しかつ第5条各号に規定する以外のもので特に利用を認められるもの。

2 物販については、下記の項目に該当するものに限り広場での実施を認める。

- (1) 地域振興、国際交流及びチャリティー等を目的とした販売であり、第6条各号に規定する以外のもの。

#### (利用制限)

第6条 以下の各号に該当する場合は、広場及び特定区域の利用を禁止する。

- (1) 公の秩序又は善良なる風俗を害する恐れがあるもの。
- (2) 特定の政治団体及び宗教団体等の利益となるもの。
- (3) 集団的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第二条に定める営業及びこれに類するもの。
- (5) 人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、障害など、自ら主体的に変更す

ることが困難な事項について個人または集団を攻撃、脅迫及び侮辱する差別的憎悪表現を用いた内容が含まれるもの。

- (6) 公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等に関連するもの。ただし、広場で実施され、且つイベントの内容が、健全な経済的風俗を害する恐れがなく、イベント性があるものを除く。
- (7) 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為があると認められるもの。
- (8) 広場及び特定区域の管理運営上支障があると認められるもの。
- (9) 広場及び特定区域を損傷する恐れがあると認められるもの。
- (10) 大音響、悪臭等により公衆に不快の念を与えることが予測されるもの。
- (11) 過去3年以内に、第13条に定める利用の取り消しを受けた利用者。
- (12) 過去3年以内に、第21条に定める報告書を利用終了後、相当な期間未提出な利用者。
- (13) 事業者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成等、反社会的勢力である場合。
- (14) イベント実施までの間で関係機関等との調整に要する時間が明らかに不足していると歌舞伎町 TMO が判断した場合。
- (15) 12月29日から翌年1月3日までの期間

(仮予約期間及び仮申請について)

第7条 広場または広場と特定区域を一体利用する場合、利用申請日から2週間は仮予約期間とする。ただし、仮予約期間内に利用者より広場または広場と特定区域の一体利用に関する利用の可否について確答があった場合は、その時点で仮予約期間を終了する。なお、利用申請の起算日は、広場または広場と特定区域を一体利用する場合のいずれか利用申請日の早いものとし、利用申請日の初日は参入する。

2 前項における仮予約期間中は、広場または広場と特定区域を一体利用する際に申請される第8条第1項の書面を仮申請とする。

3 利用者は、広場または広場と特定区域を一体利用するにあたり、本条第1項における仮予約期間内に歌舞伎町 TMO に対し、広場または広場と特定区域の一体利用について、利用する旨を確答しなければ、仮申請は本申請とならない。

4 利用者は、本条第1項に規定する仮予約期間が経過した後、広場または広場と特定区域の一体利用に関する利用の可否について歌舞伎町 TMO に対し、利用取下申請書（様式2）により確答しないとき、利用の意思が継続されているものとみなし、仮予約期間を終了し、仮申請を本申請とみなす。

5 甲は、同一利用者が同一イベントの利用申請と利用の取り下げを正当な理由なく繰り返しているとして歌舞伎町 TMO が判断する場合に、正当な理由なく、その利用申請を断ることができる。

(利用申請等)

第8条 広場または広場と特定区域の一体利用を希望する者(以下「利用者」という)は、あらかじめ歌舞伎町TMOと次の各号の内容等について協議し、利用申請書(様式1)及び以下各号を網羅した内容を記載した書面を提出しなければならない。

- (1) イベント名・イベントの趣旨・概要
- (2) 広場及び特定区域の利用形態
- (3) イベントの実施体制
- (4) スケジュール
- (5) 安全対策
- (6) その他歌舞伎町TMOがイベントに際し必要と認められるもの

2 広場のみの利用申請は利用開始日に係る月の5箇月前の1日から受付ける。

3 広場の利用に加えて、東急歌舞伎町タワーのKABUKICHO TOWER STAGE及びKABUKICHO TOWER VISIONの両方またはいずれかを利用する場合の広場または広場と特定区域の一体利用に関する利用申請は、利用開始日に係る月の6箇月前の1日から受付ける。

4 本条第2項及び第3項に際し、利用者は第1項に定める書面を提出しなければならない。

(参加料金及び設備使用料)

第9条 歌舞伎町TMOは、第5条に規定するイベントを開催する利用者から、参加料を別表一に定めるとおり、徴収する。ただし、歌舞伎町TMOはイベントが社会的貢献を目的として実施されると認める場合は、減額(半額)又は免除することができるものとする。

2 歌舞伎町TMOは前項の利用者が電気及び水道等を利用するときは、参加料とは別に、設備使用料として、別表二に定める料金を徴収する。

3 前二項の利用者は、参加料金及び設備使用料を協定書の締結日から30日以内に支払うものとする。ただし、歌舞伎町TMOが利用者の参加料及び設備使用料の支払いにつき、特段汲むべき事情があると判断する場合は、別途その期日を指定する。なお、協定書締結日の初日は参入する。

(審査)

第10条 歌舞伎町TMOは、広場または広場と特定区域を一体利用する旨の利用申請を利用申請者から受け付けた場合、第2条から第6条の規定に基づき、申請内容について審査し、その結果を利用申請者に対し、利用の承認または不承認を遅滞なく通知しなければならない。

(協定書)

第11条 前条により承認を受けた利用者は、広場及び特定区域の利用に関して、歌舞伎町TMOと協定書を締結しなければならない。

(内容の変更)

第12条 利用者は、利用内容の変更等を行う場合は、あらかじめ歌舞伎町TMOと協議し、その承認を得るものとする。

(利用の取消)

第13条 歌舞伎町TMOは、次の各号のいずれかに該当した場合、広場及び特定区域の利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 広場または広場と特定区域の一体利用に関する利用申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 利用内容等が各種法令又はこの基準に違反している、又はそのおそれがあり、歌舞伎町TMOの改善の指示に従わなかったとき。
- (3) 利用内容により一般来街者に危険を生じさせている、又はそのおそれがあり、歌舞伎町TMOの改善の指示に従わなかったとき。
- (4) 承認された場所以外での作業又は利用を行い、歌舞伎町TMOの改善の指示に従わなかったとき。
- (5) 音響等により周辺からの苦情が出たとき又はそのおそれがあり、歌舞伎町TMOの改善指示に従わなかったとき。
- (6) 災害その他不可抗力によって、広場及び特定区域の利用ができなくなったとき、又はそのおそれがあるとき。
- (7) 広場及び特定区域の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
- (8) 理由を問わず、新宿区より道路占用許可が取り消されたとき。
- (9) 理由を問わず、新宿警察署より道路使用許可が取り消されたとき。
- (10) 理由を問わず、新宿区より後援名義使用承認が取り消されたとき。

2 歌舞伎町TMOは前項の規定により利用承認を取り消したときには、利用者に対して広場及び特定区域の利用承認取消通知(様式3)により通知しなければならない。

3 歌舞伎町TMOは、前項に定める書面による通知を行う暇がないと判断した場合、口頭にて利用者にこれを伝達した場合、広場及び特定区域の利用承認取消通知を行ったとみなすことができる。

4 歌舞伎町TMOは、あらかじめ指定した職員に、本条第1項から第3項までの権限を委任することができる。

(利用の取り下げ)

第14条 利用者は、自己の都合により広場及び特定区域の利用を取り下げることができる。

2 前項の規定により広場及び特定区域の利用を取り下げるときは、広場及び特定区域の利用取下申請書（様式4）により歌舞伎町 TMO に申し出なければならない。

4 第9条3項に規定する期間内に、特段汲むべき事情もなく参加料及び設備使用料の納付がなかった場合、歌舞伎町 TMO はその利用申請が取り下げられたとみなす。

（参加料及び施設使用料の返還等）

第15条 歌舞伎町 TMO が第13条の規定により広場及び特定区域の利用承認を取り消した場合、あらかじめ納付された、参加料及び施設使用料は返還しない。

2 利用者が第14条の規定により広場及び特定区域の利用を取り下げた場合、すでに受け入れた参加料及び施設使用料等の返還については、別表三のとおりとする。

3 第7条1項に定める仮予約期間において、利用者より広場または広場と特定区域の一体について、利用する旨の確答があった後、歌舞伎町 TMO が参加料及び設備使用料を利用者に請求する前に、利用者が広場または広場と特定区域の一体利用の利用を撤回した場合、歌舞伎町 TMO は、本来参加料及び設備使用料として利用者から支払われるべき料金の内、別表三に定める期間において返還される料金を除いた金額をキャンセル料として利用者に請求する。

4 第7条1項に定める仮予約期間において、利用者より広場または広場と特定区域の一体利用について、利用する旨の確答があった後、歌舞伎町 TMO が参加料及び設備使用料を利用者に請求した後、利用者がその料金を支払う前に、利用者より広場または広場と特定区域の一体利用の利用を撤回した場合、歌舞伎町 TMO は、本来参加料及び設備使用料として利用者から支払われるべき料金の内、別表三に定める期間において再度キャンセル料を積算し、利用者に請求する。

5 第7条4項において、歌舞伎町 TMO が参加料及び設備使用料を請求する前または請求した後、利用者がその料金を支払う前に、利用者より広場または広場と特定区域の一体利用を取り下げる旨の確答があった場合、別表三に定める期間において返還される料金を除いた金額をキャンセル料として利用者に請求する。

6 歌舞伎町 TMO は、広場または広場と特定区域を一体利用する利用日が、災害等、利用者の責めに帰さない、特段やむを得ない事情により利用を中止したと判断した場合、その該当する日数分の参加料及び施設使用料を返還することができる。

(資機材等の設置撤去及び原状回復)

第16条 イベントに関する資機材等の調達、設置及び撤去等に係る作業は利用者の責任において実施するものとする。

2 利用者は前項の資機材等を撤去したときは、原状回復するとともに、清掃しゴミ等は全て持ち帰らなければならない。

(損害の補償)

第17条 利用者はイベントの実施によって、歌舞伎町TMO、新宿区又は第三者に損害を与えたときは、利用者の責任において補償等の適切な措置を講じなければならない。

(利用による広場及び特定区域の毀損等への対応)

第18条 利用者は広場及び特定区域を毀損又は汚損したときは、速やかに復旧しなければならない。

2 本条第1項に定める復旧にかかる経費はすべて利用者が負担する。

3 利用者は広場及び特定区域の毀損又は汚損等を発見したときは、速やかに歌舞伎町TMOに報告しなければならない。

(利用についての責任)

第19条 広場及び特定区域の利用にあたっては、利用者は歌舞伎町TMO及び新宿区に対して次の各号に定める内容を保障しなければならない。

(1) イベント等に関する責任は、すべて利用者が負うものとし、歌舞伎町TMO及び新宿区は一切の責任及び負担を負わないこと。

(2) イベント等が第三者の権利を侵害するものではないこと及びイベント等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していること。

(3) 歌舞伎町TMO及び新宿区に対して第三者から広場及び特定区域の利用に関する損害賠償請求がなされた場合は、利用者の責任及び負担において解決するものとし、歌舞伎町TMO及び新宿区は一切の責任及び負担を負わないこと。

(連絡)

第20条 利用者は、第17条から第19条に該当する事態並びに事故及び怪我等これらに類する事態が発生した場合、直ちに歌舞伎町TMOへ連絡すること。

(報告)

第21条 利用者はイベント終了後、速やかに歌舞伎町TMO定める事項を網羅したイベン

ト実施報告書及び事業終了報告書を歌舞伎町 TMO に提出しなければならない。

- 2 前項に掲げるイベント実施報告書及び事業終了報告書の提出がなされなかった組織等については、以後その者からの広場及び特定区域の公共空間等の利用の申し込みを断ることができる。

(その他)

第 2 2 条 利用者は新宿区が実施する、広場及び特定区域の利用に関するアンケート調査等に協力しなければならない。

- 2 この基準に定めるもののほか、広場及び特定区域の利用に関して必要な事項は歌舞伎町 TMO が新宿区と協議して定める。

附則

この利用基準は、平成 2 6 年 4 月 1 日より施行する。

この利用基準は、平成 2 7 年 4 月 1 日より施行する。

この利用基準は、平成 2 8 年 4 月 1 日より施行する。

この利用基準は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日より施行する。

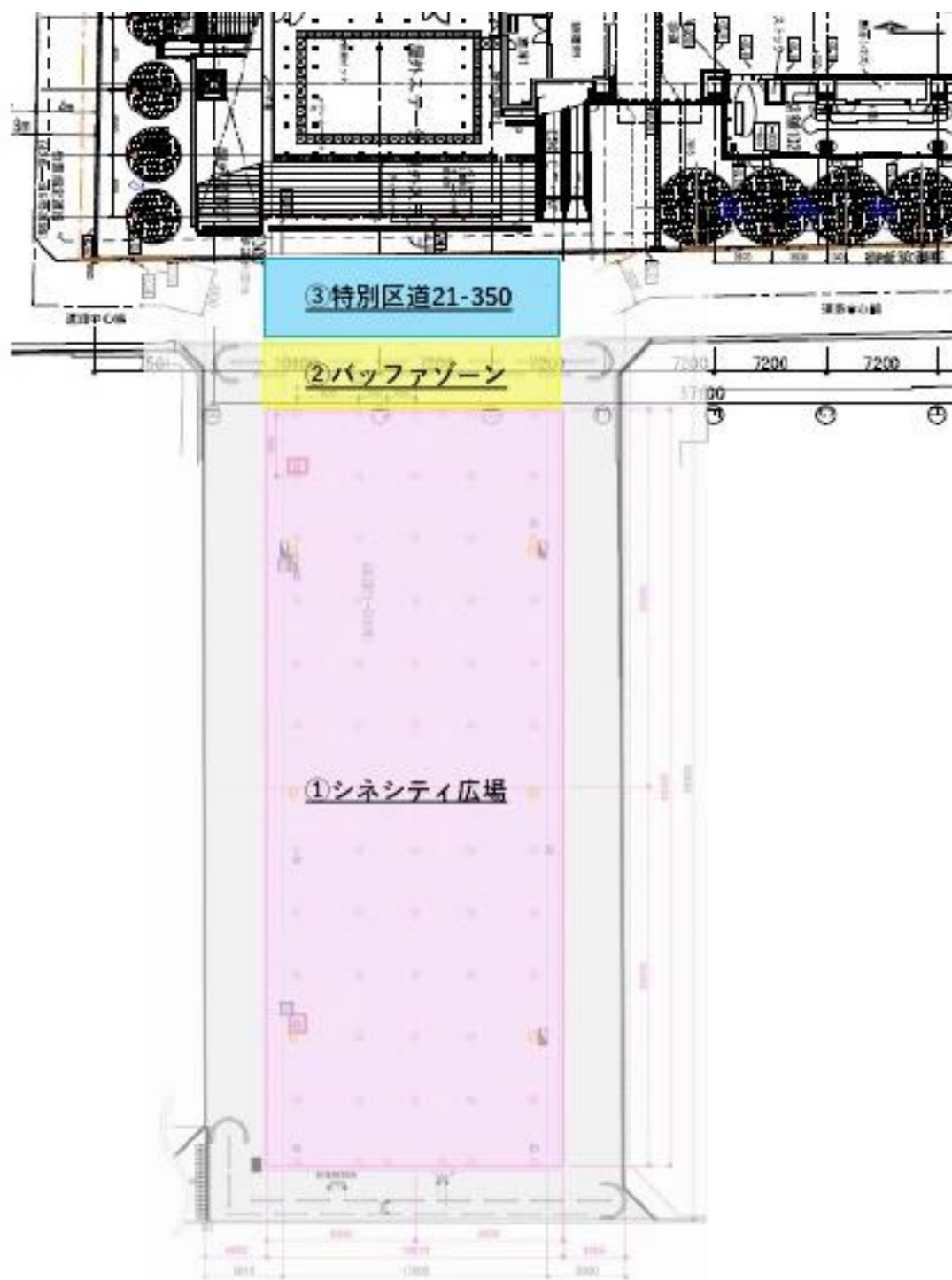
この利用基準は、平成 2 9 年 6 月 2 6 日より施行する。

この利用基準は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この利用基準は、令和 4 年 1 0 月 1 日より施行する。

第 3 条関係





第9条1項関係  
別表一

(1) シネシティ広場参加料 (税込)

イベント開催日数	平日料金(円/日)	土・日・祝日料金(円/日)
1日～4日 (基礎額)	369,380 円	443,300 円
5日～9日	344,300 円	413,600 円
10日～14日	317,900 円	381,700 円

※ただし、半面使用する場合は各料金の半額とする。

(2) 広場、広場東急側バッファゾーンと道路 (一体利用) (税込)

イベント開催日数	平日料金(円/日)	土・日・祝日料金(円/日)
1日～4日	445,720 円	519,640 円
5日～9日	420,640 円	489,940 円
10日～14日	394,240 円	458,040 円

第9条2項関係

別表二

(1) 設備使用料

設備名	単価(税込) (1日目)	単価(税込) (2日目以降)
長机	880 円/台	440 円/台・日
テント	3,300 円/張	1,650 円/張・日
電気及び水道	16,500 円/日	16,500 円/日

コードリール	550 円/巻	275 円/巻・日
発電機	11,000 円/台	5,500 円/台・日
アルミベンチ	880 円/台	440 円/台・日
イレクターフェンス	2,200 円/枚	2,200 円/枚・日
テントウェイト	330 円/個	165 円/個・日
アンカーボルト	110 円/本	55 円/本・日
グレーチングフックセット	550 円/セット	550 円/セット

第15条2項、3項、4項、5項関係  
別表三

取消・取下日	参加料	設備使用料	備考
利用日 180 日前から 150 日前まで	9/10 返還(1/10 徴収) 10%	返還(1/10 徴収)	※広場単独利用の受付は 150 日前から (初日参入)
利用日 149 日前から 利用日 120 日まで	3/4 返還(1/4 徴収) 25%	3/4 返還(1/4 徴収)	
利用日 119 日前から 利用日 90 日まで	半額返還(半額徴収) 50%	半額返還(半額徴収)	
利用日 89 日前から 利用日 60 日まで	1/4 返還(3/4 徴収) 75%	1/4 返還(3/4 徴収)	
利用日 59 日前以降	返還しない(100%)	返還しない(100%)	

※施設利用日の起算は、設営またはイベント本番か、いずれか早く到来する日とする。

※仮予約を受け付けるため、イベント申請日から 180 日前から 90 日前までに利用申請があった場合、利用申請日から 14 日間については、キャンセル料は発生しない。(初日参入)

※イベント利用申請日から 76 日前には必ずキャンセル料が発生する。